

図書館司書Ⅰ（会計年度任用職員）募集要項

公 募 用

項目	内 容
1 職名	図書館司書Ⅰ（会計年度任用職員）
2 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第2号
3 任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保証するものではありません。
4 勤務職場	草加市立中央図書館（市内公民館・文化センター等での館外奉仕を行つていただく場合があります。）
5 職務内容	図書館奉仕全般（レファレンス等の司書業務など）
6 応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと ・図書館法で定める司書の資格を有する者 ・心身ともに健康で、かつ、図書館業務に従事することに意欲がある者 ・パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速かつ柔軟に業務を遂行することができること ・窓口や電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができること ・職員・利用者との間で良好なコミュニケーションが取れること ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること ・業務分担・勤務場所変更の必要が生じた場合、それに応じることができること
7 勤務時間	<p>週38時間45分勤務（週5日勤務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水曜日から月曜日：8時30分から17時15分まで又は11時30分から20時15分までの間における7時間45分とする。（シフト制） ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
8 勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・週休日：火曜日（草加市立図書館管理規則第4条の規定に基づく休館日）のほか、4週間につき8日を超えない範囲で図書館長が指定する日 ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） <p>※行事等により、週休日に勤務を割り振る場合有</p>
9 休憩時間	60分
10 休暇等	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>年次有給休暇 等</p> <p>※草加市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年規則第2号）の定めるところによります。</p>
11 給料額	<p>月額226,310円（地域手当を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給 ・一定条件下で6月を超えて勤務した場合、市町村職員退職手当条例が適用されます。 ・原則として月の1日から末日までの期間分を当月の21日に口座振込により支給

12 社会保険	<p>埼玉県市町村職員共済組合、厚生年金保険 有 市町村職員退職手当条例適用又は雇用保険加入 有 ※任用開始日から一定条件下で6月を超えて勤務し、市町村職員手当条例の適用を受けるまでの期間は、雇用保険に加入します。</p>
13 応募方法等	<p>申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p>(1) 申込書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員申込書 ・司書の資格を有することを証明できるものの写し <p>(2) 申込期限</p> <p>令和8年3月6日（金曜日）17時（必着）</p> <p>※持参の場合は申込期間の土日・祝日を除く8時30分から17時まで</p>
14 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一次選考（書類審査）及び二次選考（面接試験） ・一次選考合格者は面接試験を行います。 なお、面接日等詳細については、申込者本人宛てに別途連絡します。 ・選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。
15 問い合わせ	<p>草加市教育委員会 教育総務部 総務企画課 住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1 電話：048-922-2497 担当：庶務企画係 田村</p>

- ※ その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。また、勤務条件等は募集時点のものであり、変更になる可能性があります。
- ※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。
- ※ 休職、病気休暇又は欠勤により勤務しなかった日数を合計した日数が、任用期間中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達している場合、翌年度の再度任用が認められません。